

アイヌ政策推進交付金事業実施要領

令和元年9月6日 府ア推第7号

最終改正 令和2年12月21日 府ア推第100号

(趣旨)

第1条 アイヌ政策推進交付金事業（以下「本事業」という。）の実施については、アイヌ政策推進交付金事業実施要綱（令和元年9月6日付け府ア推第5号（以下「実施要綱」という。））によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

(事業の対象)

第2条 実施要綱第6条（1）ア①から②及びイに規定する事業の実施に当たっては、公益財団法人アイヌ民族文化財団の有する知見を活用するとともに、他地域における事業の実施状況を把握するなど、当該事業の実施に有用な情報の収集を行うよう努めるものとする。

2 実施要綱第6条（1）ア③に規定するアイヌの歴史調査とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条に規定する調査を除く遺跡発掘前の事前調査であること。また、周辺環境整備事業とは、当該遺跡の周辺地域において当該遺跡を活用し、及び付加価値を高める事業であること（道路の整備、下水道工事等の公共事業を除く。）。

3 実施要綱第6条（2）ア及びイに規定するアイヌゆかりの地とは、アイヌ文化等を紹介する施設（シアター、博物館等）や遺跡・名勝地など、地域に根ざして継承・保存がなされているものとする。

4 実施要綱第6条（2）ア及びウに規定する資機材の導入とは、事業期間内に行う資機材等の購入、試作、製作、改良、据付、借用又は修繕とする。

5 実施要綱第6条（2）ウに規定するブランド（商品）の開発とは、試作品等の設計（デザインを含む。）、製造、改良、加工、実験、分析等、ブランド（商品）化に向けた取組とする。知的財産の保護とは、当該事業に係る産業財産権等の取得及び活用であって、そのために必要な専門的な指導・助言、弁理士の手続代行等に係る経費についても、本事業の対象とする（特許庁への出願費用を除く。）。

6 実施要綱第6条（2）エに規定するシステムの整備とは、アイヌ文化

の伝承に必要な自然素材の伐採・採取、保全・再生に係る取組とする（ただし、実施要綱第6条（1）ア②の事業を除く。）。

- 7 実施要綱第6条（2）オに規定するその他地域・産業振興のための事業の対象となるウポポイに関する事業については、市町村がウポポイの運営主体と協定を結ぶなどウポポイとの連携が図られるものに限るものとする。
- 8 実施要綱第6条（3）アに規定する生活館とは、社会福祉法第2条第3項第11号に規定する隣保事業を行う施設であって、平成14年8月29日厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」に基づく施設であり、多機能型交流施設とは、生活館が有する地域交流機能に加え、アイヌの伝統的な儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に寄与する機能を付加した施設をいう。また、本事業の対象は、施設の創設、増築、改築、大規模修繕、スプリンクラー設備等整備、解体撤去、応急仮設施設整備及びその施設に必要な備品の整備に関するものとする。
- 9 実施要綱第6条（3）イに規定するコミュニティ活動とは、アイヌ文化に関する地域間交流や地域内継承、レクリエーションに関する活動等であって、同条（1）イで実施するものを除くものとする。なお、当該活動を支援する者に係る経費についても、本事業の対象とする。

（アイヌ政策推進交付金事業計画の作成）

第3条 実施要綱第8条第1項に規定するアイヌ政策推進交付金事業計画（以下「事業計画」という。）は、別紙に定めるアイヌ政策推進交付金事業計画作成要領により作成するものとする。

（事業計画の変更）

第4条 実施要綱第8条第2項に規定する重要な変更とは、目的、成果目標、事業費、実施場所等の変更とする。

（関係法規に基づく許認可）

第5条 本事業の実施に当たり、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法規に基づく確認等を必要とするときは、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31

年法律第16号)第10条第9項の認定を受けた市町村(以下「認定市町村という。')は、関係法規の定めるところにより、当該確認等を得るものとする。

(事後評価等)

第6条 実施要綱第3条の規定による評価の報告は、アイヌ施策推進地域計画評価報告書(参考様式)により、原則として目標年度の翌年度の4月末までに行うものとする。

(事業実施後の措置)

第7条 実施要綱第15条第1項の規定による完了報告は、実績報告書(アイヌ政策推進交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。))の別記様式第8)により、本事業の完了した日(補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日)から起算して1か月以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行うものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該報告がなされたときは、交付決定に基づく本事業が適正に完了したことを確認するものとする。

2 事業完了に伴って、建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、認定市町村は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

(対象施設等の管理)

第8条 認定市町村は、本事業に係る施設(以下「施設」という。)を常に良好な状態で管理し、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

(1) 管理主体

施設の管理については、原則として、認定市町村がこれを行うものとする。

なお、認定市町村が直接管理する場合に比して、その施設の設置目的の達成等の見地からより適切な管理を行うことができると認められる場合及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が同法第244条の2第1項の規定により条例の定めるところにより施設を管理

する場合には、指定管理者その他当該施設の適切な管理を行うことができる
きると認められる団体等に管理させることができる。

(2) 管理方法

認定市町村は、その管理する施設について、適正な管理運営を行うとともに、施設の継続的活用を図り得るよう、必要な資金の確保に努めるものとする。

(認定市町村が行う関係書類の整備)

第9条 認定市町村は、交付要綱第13条の関係書類として、次に掲げる関係書類を保管するものとする。

(1) 予算決算関係書類

予算書及び決算書

(2) 工事施工関係書類

① 入札てん末書類

② 請負契約書類

③ 工事完了届及び現場写真

(3) 経理関係書類

① 金銭出納簿

② 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書、出荷伝票、荷受書及び借用証書等）

(4) 往復文書等

事業計画、交付から実績報告及び財産処分等に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類

(5) 施設管理関係書類

財産管理台帳

(6) その他

附 則

この要領は、令和元年9月6日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年12月4日から適用する

附 則
この要領は、令和2年12月21日から適用する

(参考様式)

番号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

市町村長
氏名

アイヌ施策推進地域計画（中間）目標評価報告書

アイヌ政策推進交付金事業実施要綱（令和元年9月6日付け府ア推第5号）第3条第3項に基づき、アイヌ施策推進地域計画の（中間）評価結果について別紙のとおり報告します。

(参考様式別紙)

アイヌ施策推進地域計画 (中間) 目標評価報告書

実施主体名	計画の名称	(中間) 目標年度

1. 目標の達成状況

アイヌ施策推進地域計画における (中間) 目標	目標値A	実績値B	達成率 (%) B / A	備考

アイヌ施策推進地域計画における (中間) 目標	達成状況	備考

(コメント)

2. (中間) 目標達成のために実施した各事業の進捗状況と効果

事業の進捗状況	事業実施主体
事業の効果	

3. 今後の方針等

(コメント)

アイヌ政策推進交付金事業計画作成要領

アイヌ政策推進交付金事業実施要綱（令和元年9月6日付け府ア推第5号。以下「実施要綱」という。）第8条第1項の「アイヌ政策推進交付金事業計画」（以下「事業計画」という。）には、次の事項について別紙様式に基づき記述するものとする。

1 事業名 （キャッチフレーズの付いているものは、キャッチフレーズも記入すること。）

2 事業の種類 （実施要綱第6条（1）から（3）の事業を記載する）

3 事業の目的

4 事業の概要

【各事業共通】

○事業実施主体

複数の市町村による共催実施の場合は、代表市町村名及び共催市町村名をそれぞれ記入し、共催者ごとの分担所掌事務を記入すること。規約等による定めがある場合は、当該規約等を添付すれば足りる。

○事業の実施場所

実施場所が複数にわたる場合は、その全てを記載すること。

○事業の実施期間

複数の事業を実施する場合は、事業ごとの実施期日を記すこと。

○事業の内容と考え方

事業の内容と考え方を記載すること。

※事業の実施箇所の位置図を添付すること。

※事業の工程表を添付すること。

※事業に係る施設及び交通体系（予定を含む。）がある場合は、当該施設及び交通体系の概要が分かる図面等を添付すること。

※別紙様式による事業の概要等を取りまとめた参考資料を添付すること。

【次の（１）から（３）までの各項目に該当する場合】

以下の事項について記載すること。

（１）文化振興事業

- 伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援のうち、自然素材育成事業を実施する場合にあっては植栽する予定の植物、作付面積、自然素材の使用用途を、体験交流事業を実施する場合にあっては開催ごとの参加予定人数を記載するとともに、算定の根拠を示すこと。
- アイヌの歴史調査及び周辺環境整備事業を実施する場合は、事業の対象となる遺跡がアイヌに関連するものであることを示す資料（写し）を添付すること。
- 海外の先住民族との交流を実施する場合は、当該交流における参加予定人数を記載するとともに、算定の根拠を示すこと。あわせて、アイヌの方々の参加が見込まれる蓋然性について記載すること（なお、アイヌであることの個人確認は行わないこと）。

（２）地域・産業振興事業

- アイヌ文化関連の観光プロモーションを実施する場合、アイヌゆかりの地は観光ルートのうちおおむね過半を占めるものとし、それぞれについてアイヌとゆかりのあることを示す資料を添付すること。予定されているアイヌの方々との交流機会の内容を記載すること（なお、アイヌであることの個人確認は行わないこと）。シアター等の施設における資機材の導入のための事業を実施する場合、導入する資機材の選定理由を記載すること。
- アイヌの観光振興、コミュニティ活動支援のためのバス運営を実施する場合、利用予定者数を記載するとともに運営規模等に関する算定の根拠を示すこと。アイヌゆかりの地を拠点に運営する場合、観光客の誘客促進に寄与することを記載すること。また生活館（地域住民交流の場）を拠点に運営する場合、アイヌの人たちの利用が見込まれ、地域住民との交流促進に寄与することについて記載すること（なお、アイヌであることの個人確認は行わないこと）。
- アイヌ文化のブランド化推進を実施する場合、事業対象とした品目等の選定理由を記載すること。工房等の施設における資機材の導入のための事業を実施する場合、導入する資機材の選定理由を記載すること。
- 木工芸品等の材料供給システムの整備を実施する場合、自然素材を活用して製造する木工芸品等の種類及び製造予定数量、対象となる自然素材の種類及び伐採・採取又は植栽予定数量、活動主体名、対象となる森林の所有者名について記載するとともに、当該森林の範囲を図面上で示すこと。

（３）コミュニティ活動支援事業

- アイヌ高齢者のコミュニティ活動への支援を実施する場合は、参加予定の高齢者の人数を記載するとともに、算定の根拠を示すこと。あわせて、アイヌの方々の参加が見込まれる蓋然性について記載すること（なお、アイヌであることの個人確認は行わないこと）。生活館を実施場所としない場合、その理由を提出すること（市町村に生活館がない場合はこの限りではない）。

- アイヌ文化等の子どもの学習支援を実施する場合は、利用予定者数を記載するとともに、算定の根拠を示すこと。あわせて、アイヌの子弟の参加が見込まれる蓋然性について記載すること（なお、アイヌであることの個人確認は行わないこと）。生活館を実施場所としない場合、その理由を提出すること（市町村に生活館がない場合はこの限りではない。）。
 - 海外の先住民族との交流を実施する場合は、当該交流における参加予定人数を記載するとともに、算定の根拠を示すこと。あわせて、アイヌの方々の参加が見込まれる蓋然性について記載すること（なお、アイヌであることの個人確認は行わないこと）。
- (4) 各事業において、施設整備等事業を実施する場合、以下を明記すること。
- ・施設整備の場所及び用地の概要
 - ・規模及び構造（図面添付）
 - ・施設内容（別表2による）
 - ・利用計画（別表3による）
 - ・維持管理費の収支計画（別表4による）
 - ・施設の整備完了予想図
 - ・附近見取図
 - ・配置図
 - ・同種又は類似の施設の数及び利用状況
 - ・機材導入の必要性＊
 - ・機材の種類＊
 - ・保管場所＊
 - ・見積書、カタログなど価格を示す書類＊
 - ＊機材の導入を行う場合

5 アイヌ施策推進地域計画における記載

6 事業の成果目標等

- (1) 成果目標の達成に向けた工程（事業内容及び成果目標の因果関係を明確に記入すること。）
- (2) 成果目標、(中間)目標年度（成果目標に対する現状、及び成果目標の達成見込みについて記載すること）
- (3) 成果目標の確認方法

7 地域の概要

- (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題
- (2) 施設等の管理運営体制
- (3) アイヌ関係団体及び地域住民の協力体制

8 収支予算

9 経費の配分

10 収支計画書（別表 1 による）

11 資金計画及び市町村財政調（別表 5、6 による施設整備事業のみ）

附 則

この要領は、令和元年 9 月 6 日から適用する。

アイヌ政策推進交付金事業計画

1 事業名	
2 事業の種類	(文化振興事業)(地域・産業振興事業)(コミュニティ活動支援事業)の別
3 事業の目的	
4 事業の概要	<p>【各事業共通】</p> <p>○事業実施主体</p> <p>○事業の実施場所</p> <p>○事業の実施期間</p> <p>○事業の内容と考え方</p> <p>(1) 文化振興事業 (2) 地域・産業振興事業 (3) コミュニティ活動支援事業</p> <p>の各項目に該当する場合、指定された事項について記載</p> <p>※事業において施設整備等を含む場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備の場所及び用地の概要 ・規模及び構造(図面添付) ・施設内容(別表2による) ・利用計画(別表3による) ・維持管理費の収支計画(別表4による) ・施設の整備完了予想図 ・附近見取図 ・配置図 ・同種又は類似の施設の数及び利用状況 ・機材導入の必要性* ・機材の種類* ・保管場所* ・見積書、カタログなど価格を示す書類* <p>* 機材の導入を行う場合</p>
5 アイヌ施策推進地域計画における記載	

6 事業の成果目標等	
(1) 成果目標の達成に向けた工程	
(2) 成果目標、(中間) 目標年度 (成果目標に対する現状、及び成果目標の達成見込みについて記載すること)	
(3) 成果目標の確認方法	
7 地域の概要	
(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題	
(2) 施設等の管理運営体制	
(3) アイヌ関係団体及び地域住民の協力体制	

8 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度精算額)	比 較 増 減	
			増	減
国庫補助金 市町村負担額				
計				

(2) 支出の部

経 費 区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度精算額)	比 較 増 減	
			増	減
〇〇〇事業費 賃 金 報償費 旅 費 ・ ・ ・ ・ ・ ・				

9 経費の配分（変更又は実績）

(1) 経費の総括

年度	事業項目	全体 事業費 (A+B+C)	総事業費 (A+B)	負担区分		補助対象 外経費 (C)
				国庫 補助金 (A)	市町村 負担額 (B)	
全体 計画	I. ○○事業 II. △△事業 III. □□事業 合計					
○ 年度 ・ 第 一 年 度	I. ○○事業 II. △△事業 III. □□事業 合計					
・ ・ ・						
(必要に応じて追加すること。)						

(2) ○○事業

	経費区分	全 体 事業費 (A+B+C)	総事業費 (A+B)	負 担 区 分		補助対象 外経費 (C)
				国 庫 補助金 (A)	市町村 負担額 (B)	
全 体 計 画	1. ○○事業 2. △△事業 3. □□事業 合 計					
○ 年 度 ・ 第 一 年 度	1. ○○事業 2. △△事業 3. □□事業 合 計					
・ ・ ・						
(必要に応じて追加すること。)						

(3) △△事業

	経費区分	全 体 事業費 (A+B+C)	総事業費 (A+B)	負 担 区 分		補助対象 外経費 (C)
				国 庫 補助金 (A)	市町村 負担額 (B)	
全 体 計 画	1. ○○事業 2. △△事業 3. □□事業 合 計					
○ 年 度 ・ 第 一 年 度	1. ○○事業 2. △△事業 3. □□事業 合 計					
・ ・ ・						
(必要に応じて追加すること。)						

(4) □□事業

	経費区分	全 体 事業費 (A+B+C)	総事業費 (A+B)	負 担 区 分		補助対象 外経費 (C)
				国 庫 補助金 (A)	市町村 負担額 (B)	
全 体 計 画	1. ○○事業 2. △△事業 3. □□事業 合 計					
○ 年 度 ・ 第 一 年 度	1. ○○事業 2. △△事業 3. □□事業 合 計					
・ ・ ・						
(必要に応じて追加すること。)						

(施設整備を含む場合の様式)

ア 工事費

年度	経費区分	全体 事業費 (A+B+C)	総事業費 (A+B)	負担区分		補助対象 外経費 (C)
				国庫 補助金 (A)	市町村 負担額 (B)	
全体 計画	(1)純工事費 (2)諸経費 (3)工事雑費 計					
○ 年度 ・ 第一 年度	(1)純工事費 (2)諸経費 (3)工事雑費 計					
・ ・ ・						
(必要に応じて追加すること。)						

イ 機材の導入

年度	経費区分	全 体 事業費 (A+B+C)	総事業費 (A+B)	負 担 区 分		補助対象 外経費 (C)
				国 庫 補助金 (A)	市町村 負担額 (B)	
全 体 計 画	(1)機械器具費 (2)工事経費 計					
○ 年 度 ・ 第 一 年 度	(1)機械器具費 (2)工事経費 計					
・ ・ ・						
(必要に応じて追加すること。)						

ウ 測量設計費

年度	経費区分	全 体 事業費 (A+B+C)	総事業費 (A+B)	負 担 区 分		補助対象 外経費 (C)
				国 庫 補助金 (A)	市町村 負担額 (B)	
全 体 計 画	(1)測量試験費 (2)設計管理費 計					
○ 年 度 ・ 第 一 年 度	(1)測量試験費 (2)設計管理費 計					
・ ・ ・						
(必要に応じて追加すること。)						

工 事 務 費

年 度	経費区分	全 体 事業費 (A+B+C)	総事業費 (A+B)	負 担 区 分		補助対象 外経費 (C)
				国 庫 補助金 (A)	市町村 負担額 (B)	
全 体 計 画	旅 費 会議費 消耗品費 ・ ・ 計					
○ 年 度 ・ 第 一 年 度	旅 費 会議費 消耗品費 ・ ・ 計					
・ ・ ・						
(必要に応じて追加すること。)						

別表 1

収 支 計 画 書

(1) 収入の部

区分	負担金及び補助金			寄附金		協賛金		雑入				合計
	国庫補助金	市町村負担金	合計		合計		合計	入場料	参加料	雑入	合計	
全体事業費												
合計												
うち補助対象事業												
合計												
うち補助対象外事業												
合計												

(2) 支出の部

(単位 :

区分	経費区分	事業内容	
		金額	内訳
全体事業費	賃金 報償費 旅費 ・ ・		
合計			
うち補助対象事業	賃金 報償費 旅費 ・ ・ ・ ・ ・		
合計			
うち補助対象外事業	賃金 報償費 旅費 ・ ・ ・ ・		
合計			

別表 2

施設内容調書

区分	施設名	規模等	内容
補助対象事業	(記入例) アイヌ生活館	500㎡	
補助対象外事業			

(注) 内容欄は、具体的な施設内容を記載すること。

別表 3

施設の利用計画

施設名	利用の種類	利用計画	延利用人数
(記入例) アイヌ生活館			

別表 4

維持管理費の収支計画

(単位：円)

金額等		金額	積算基礎	備考
区分				
収 入	(記入例) 使用料 負担金			
	計			
支 出	人件費 維持費 光熱水費 燃料費 損害保険料 その他			
	計			
差 引				

別表 5
資

金 計 画

(単位：千円)

区 分	事業費	同 左 内 訳				備 考
		国庫 補助金	市町村負担金			
			一般財源	地方債	寄附金その他	
総 事 業 費						
補助対象外事業						
計						

別表 6
市 町 村

財 政 調

(単位：千円)

市町村名	〇〇 年 度							〇〇 年 度							〇〇 年 度						
	実質 収支	積立金 現在高	地方債 現在高	経常的一般 財源収入額	財政力 指 数	公債費 比 率	経常収 支比率														
				標準財政規模																	

- (注) 1 本表は、工事着手する年度の前年度までの過去3か年度について作成すること。
 2 総務省「地方財政状況調査」によること。
 3 各指数は小数点第4位を四捨五入して記入すること。